

A. 4. 6. 1. P/S 1.

800

條約集

第十九輯
第二十四卷

(568) 外務省條約局

昭和十六年七月十日編纂

①

一 「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書

平和條約

(イ) 地域ノ撤退及引渡ノ態様ニ關スル議定書

(ハ) 國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書

(ニ) 非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書

②

二 保障及政治的了解ニ關スル日本國「フランス」國
間議定書

三 保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間
議定書

78

IMT 102

目次

目次

前 言 (一)

一、フランスと國「タイ」國間平和條約及附屬議定書
甲 日本國が署名國たらザルモノ 九

乙 日本國が署名國タルモノ 九

(一) 平和條約 九

(二) 地域ノ撤退及引渡ノ懸案ニ關スル議定書 一三

(三) 國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書 一七

(四) 非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書 二一

(五) 保障及政治的ノ了解ニ關スル日本國「フランス」國間議定書 二五

(六) 保障及政治的ノ了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書 二九

(七) 關係外務省告示 三〇

(八) 帝國政府ノ國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書承認ニ關スル外務省告示 三一

(九) 帝國政府ノ非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書承認ニ關スル外務省告示 三一

前 言

本卷掲載ノ文書ハ別頁目次ノ示ス如ク日本國ガ之ニ署名シタルモノト然ラザルモノトノ兩者アル處之ガ掲載ノ順序ハ必ズシモ右ノ事情ニ依ルコトナク専ラ執務上ノ便宜ニ依リタリ

前 言

「フランス」國「タイ」國間平和條約

「フランス」國主席及「タイ」國皇帝陛下、

佛領印度支那「タイ」國間國境ニ於テ發生セル武力紛争ヲ最終的ニ解決スル爲メ日本國政府ノ調停ヲ受諾シタルニ依リ

佛領印度支那「タイ」國間國境ニ於ケル紛争ノ再發ヲ防遏スル爲メ佛領印度支那「タイ」國間ノ現國境ノ再調整ヲ行ヒ且國境地帯ニ於ケル靜謐ノ維持方法ニ關シ兩國間ニ協定スルノ肝要ナルヲ認メ

「フランス」國「タイ」國間ニ傳統的友好關係ヲ完全ニ恢復センコトヲ希望シ之ガ爲條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

「フランス」國主席

日本國駐劄「フランス」國特命全權大使 「シャルル、アルセーヌ・アシュリー」

殖民地名譽總督 「ルネ、ロバン」

「タイ」國皇帝陛下

内閣顧問兼外務省顧問 「ワンワイタイヤコーン」殿下

日本國駐劄「タイ」國特命全權公使 「ピア、シー、セナ」

「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書

「フランス國、タイ國間平和條約及附屬議定書」

「タイ」國參謀總長陸軍大佐「ブラ、シラバ、サーストラコム」

貿易局長官「ナイ、フニット、バーナナンダ」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

「フランス」國「タイ」國間ニ千九百三十七年十二月七日ノ友好通商航海條約ノ基礎ニ於テ友好關係恢復セラル

依テ紛争ヨリ生ジタル一切ノ懸案ノ解決ノ爲成ルベク速ニ「バンコック」ニ於テ直接外交交渉ヲ開始スベシ

第二條

佛領印度支那「タイ」國間國境ハ左ノ通再調整セラルベシ

北方ヨリ始マリ國境ハ佛領印度支那、「タイ」國及「ビルマ」ノ國境ノ接合點ヨリ發シ「メコン」河ニ沿ヒ同河ガ十五度ノ緯線ヲ切ル地點ニ至ル（印度支那測量部五十萬分ノ一地圖參照）

右部分ノ全部ニ於テ國境ハ主タル航路ノ中央線ヲ以テ構成セラルベシ但シ「コン」島ハ引續キ佛領印度支那ノ領域タルベク「コース」島ハ「タイ」國ニ歸屬スベキモノトス

國境ハ其レヨリ西方ニ向ヒ十五度ノ緯線ニ沿ヒ次デ南方ニ向ヒ「シエムレアブ」州ト「パッタナン」

「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書

州トノ現境界ガ「گران、ラック」ニ終ル地點（「スツン、コンボト」ノ河口）ヲ通過スル經線ニ沿フ右部分ノ全部ニ於テ第四條ニ規定セラルル國境劃定委員會ハ必要アルニ於テハ將來ノ實際的困難ヲ能ク限リ避クル様國境ヲ前記ノ線ニ隣接セル自然的境界線又ハ行政區劃ニ合致セシムルコトニ努ムベシ

「گران、ラック」上ニ於テハ國境ハ「シエムレアブ」州ト「パッタナン」州トノ現州境ガ同湖ニ終ル地點（「スツン、コンボト」ノ河口）ト「パッタナン」州ト「プルサト」州トノ現州境ガ同湖ニ終ル地點（「スツン、ドントリ」ノ河口）トヲ結ブ半徑二十キロメートルノ圆弧ニ依リ構成セラルベシ

「گران、ラック」ノ全部ニ於テ航行及漁業ハ兩締約國ノ國民ニ對シ自由タルベシ但シ岸ニ沿ヒテ設置セラレタル漁業用固定設備ヲ尊重スルコトヲ要ス右精神ニ基キ締約國ハ成ルベク速ニ「گران、ラック」水域ノ警察、航行及漁業ニ關スル共同ノ規則ヲ作成スベキモノトス

「スツン、ドントリ」ノ河口ヨリ新國境ハ南西ノ方向ニ「パッタナン」州ト「プルサト」州トノ現州境ニ沿ヒ右州境ト佛領印度支那「タイ」國間ノ現國境トノ會合點（「カオ、クアブ」）ニ至リ其レヨリ國境ハ現國境ニ變更ヲ加フルコトナクシテ之ニ沿ヒ海ニ至ル

第三條

佛領印度支那「タイ」國間ノ現國境ト第二條ニ定メラレタル新國境線トノ間ニ含マルル地域ハ本條約

「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書

三

「フランス國、タイ國間平和條約及附屬議定書」

「タイ」國參謀總長陸軍大佐「ブラ、シラバ、サーストラコム」

貿易局長官「ナイ、フニット、バーナナンダ」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

「フランス」國「タイ」國間ニ千九百三十七年十二月七日ノ友好通商航海條約ノ基礎ニ於テ友好關係恢復セラル

依テ紛争ヨリ生ジタル一切ノ懸案ノ解決ノ爲成ルベク速ニ「バンコック」ニ於テ直接外交交渉ヲ開始スベシ

第二條

佛領印度支那「タイ」國間國境ハ左ノ通再調整セラルベシ

北方ヨリ始マリ國境ハ佛領印度支那、「タイ」國及「ビルマ」ノ國境ノ接合點ヨリ發シ「メコン」河ニ沿ヒ同河ガ十五度ノ緯線ヲ切ル地點ニ至ル（印度支那測量部五十萬分ノ一地圖參照）

右部分ノ全部ニ於テ國境ハ主タル航路ノ中央線ヲ以テ構成セラルベシ但シ「コン」島ハ引續キ佛領印度支那ノ領域タルベク「コース」島ハ「タイ」國ニ歸屬スベキモノトス

國境ハ其レヨリ西方ニ向ヒ十五度ノ緯線ニ沿ヒ次デ南方ニ向ヒ「シエムレアブ」州ト「パッタナン」

「フランス國タイ國間平和條約及附屬議定書

附屬議定書(附屬書一)ニ規定セララルル態様ニ從ヒ撤退セラレ且引渡サルベシ

第四條

第二條ニ規定セラレタル佛領印度支那「タイ」國間ノ國境ノ劃定事業ハ右國境ノ陸上ノ部分ニ付テモ又河川上ノ部分ニ付テモ本條約ノ實施後一週間以内ニ構成セラレ且一年以内ニ事業ヲ完了スベキ國境劃定委員會ニ依リ爲サルベシ

右委員會ノ組織及運用ハ本條約附屬議定書(附屬書二)ニ於テ之ヲ定ム

第五條

割讓地域ハ左ノ條件ニ從ヒ「タイ」國ニ編入セララルベシ

一 右地域ハ其ノ全部ニ互リ非武装地帯トス但シ從前佛領「ラオス」ノ一部ヲ成セル「メコン」河沿岸地域ヲ除ク

二 右地域ノ全部ニ於テ「フランス」國國民(市民、人民及保護民)ハ入國、居住、企業ニ付「タイ」國國民ニ許與セララルベキ所ト絕對ニ平等ノ待遇ヲ享有スベシ

「フランス」國國民ニ關シテハ利權、不動產賃借及認可ヨリ生ジタル既得ノ權利ニシテ千九百四十一年三月十一日ニ取得セラレ居ルモノハ割讓地域ノ全部ニ於テ尊重セララルベキモノトス

三 「ルアン、プラーバン」前面ノ「メコン」河右岸ニ於ケル王室陵ニ對シ「タイ」國政府ハ充分尊敬ノ

意ヲ表シ其ノ保存及參拜ニ關シ「ルアン、プラーバン」ノ王室及宮内官ニ對シ一切ノ便宜ヲ供與スベシ

第六條

前條ニ依リ設置セラレタル非武装地帯ニ付テハ本條約附屬議定書(附屬書三)ニ規定セララルル條件ニ從ヒ左ノ原則ヲ適用ス

一 非武装地帯ニ於テハ「タイ」國ハ安寧及秩序ノ維持ニ必要ナル警察隊以外ノ武装部隊ヲ維持スルコトヲ得ズ

尤モ「タイ」國ハ非常警察行動ノ必要トスル範圍ニ於テ其ノ警察隊ヲ一時的ニ增強スル權利ヲ留保ス同様ニ「タイ」國ハ隣接區劃ニ於ケル警察行動又ハ第三國ニ對スル軍事行動ノ要求スルコトアルベキ軍隊及資材ノ輸送ヲ非武装地帯ヲ通過シ自國領域内ニ於テ行フ權能ヲ留保ス

最後ニ非武装地帯内ニ於テ「タイ」國ハ武装セザル軍用航空機ヲ常ニ駐屯セシムルコトヲ得ベシ

二 非武装地帯内ニ於テハ要塞、軍用營造物、軍隊専用ノ飛行場、武器、彈藥又ハ軍用器材ノ貯藏所ヲ存置スルコトヲ得ズ但シ武装セザル軍用航空機ニ必要ナル通常ノ器材及燃料ノ貯藏所ハ此ノ限ニ在ラズ

警察隊ノ各種ノ營舎ハ其ノ安全ノ爲通常必要ナル防衛組織ヲ備フルコトヲ得ベシ

「フランス國タイ國間平和條約及附屬議定書

「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書

六

第七條

締約國ハ「メコン」河ガ佛領「ラオス」「タイ」國間ノ國境ヲ成ス部分ニ於ケル同河ノ兩側ニ現存スル非武装地帯ヲ廢止スルコトニ合意ス

第八條

「タイ」國ニ割讓セラレタル地域ニ對スル主權ノ移轉ガ決定的ト爲リタルトキ直ニ右地域ニ居住スル「フランス」國國民ハ當然ニ「タイ」國國籍ヲ取得スベシ

尤モ主權ノ決定的移轉後一年以内ニ「フランス」國國民ハ「フランス」國ノ國籍ヲ選擇スル權能ヲ有スベシ
右選擇ハ左ノ方法ニ依リ行ハルベシ

一 「フランス」國市民ニ付テハ權限アル行政官憲ノ前ニテ行フ宣言ニ依ル

二 「フランス」國人民及保護民ニ付テハ「フランス」國領域ヘノ住居ノ移轉ニ依ル

「タイ」國ハ右「フランス」國人民及保護民ノ撤退ニ對シ又ハ歸還スルコトアルベキトキハ之ニ對シ理由ノ如何ニ拘ラズ如何ナル妨碍ヲモ爲サザルベシ殊ニ右人民及保護民ハ出發前其ノ動産及不動産ヲ自由ニ處分スルコトヲ得ベシ右人民及保護民ハ其ノ一切ノ種類ノ動産、家畜、農産物、貨幣又ハ紙幣ヲ關稅ヲ免除セラレテ搬出シ又ハ搬出セシムル權能ヲ有スベシ如何ナル場合ニ於テモ右人民及保護民ハ「タイ」國ニ編入セラレタル地域ニ於テ其ノ不動産ノ所有權ヲ保有スルコトヲ得ベシ

「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書

七

第九條

「フランス」國及「タイ」國ハ「タイ」國ノ「フランス」國ヘノ六百萬印度支那「ピアストル」ノ額ノ支拂ニ依リ第二條ニ規定セララル地域ノ移轉ヨリ生ズル國家間ノ一切ノ財政上ノ主張ヲ決定的ニ拋棄スルコトニ合意ス右額ノ支拂ハ本條約實施ヨリ六年ニ互リ等分ニ分タルベシ

前項ノ適用ヲ確保スル爲竝ニ本條約ノ目的ヲ成ス地域ノ割讓ノ結果生ジ得ベキ通貨及有價證券移轉ニ關スル一切ノ問題ヲ解決スル爲佛領印度支那及「タイ」國ノ權限アル官憲ハ成ルベク速ニ商議ヲ開始スベシ

第十條

本條約ノ規定ノ解釋又ハ其ノ適用ニ關シ兩締約國間ニ發生スルコトアルベキ一切ノ紛争ハ外交手段ニ依リ友好的ニ解決セララルベシ

右ノ方法ニ依リ解決スルコト能ハザルトキハ紛争ハ日本國政府ノ調停ニ付託セララルベシ

第十一條

「フランス」國「タイ」國間ニ存スル條約及協定ノ規定ニシテ本條約ノ規定ト牴觸セザルモノハ引續キ有效トス

第十二條

「フランス國「タイ」國間平和條約及附屬議定書」
 本條約ハ批准セラレベク批准書ハ署名ノ日ヨリ二月以内ニ東京ニ於テ交換セラレベシ「フランス」國
 政府ハ已ムヲ得ザル場合ニハ批准ノ通報書ヲ以テ批准書ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニハ「フランス」
 國政府ハ成ルベク速ニ批准書ヲ「タイ」國政府ニ送付スベシ
 本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラレベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本
 文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

シャルル、アルセーヌ、アンリー (印)
 ルネ、ロバソン (印)
 ワンワイタイヤコーン (印)
 シー、セ、ナ (印)
 ジェー、シー、シラバ、サーストラコム (印)
 ワニット、バーナナンダ (印)

地域ノ撤退及引渡ノ態様ニ關スル議定書

「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ左ノ通協定ス

一 公共不動産ノ引渡

「フランス」國政府ハ割讓地域内ニ存在スル公共不動産ノ一覽表及引渡事務ニ當ル「フランス」國
 委員ノ氏名表ヲ批准書交換後二十日以内ニ「タイ」國政府ニ交付スベシ

「タイ」國政府ハ前記不動産ヲ受領スベキ者ノ氏名表ヲ同一期間内ニ「フランス」國政府ニ交付ス
 ベシ右兩國政府ノ委員ハ「バクライ」地方、「バサック」地方、「コンボン、トム」地方、「シエムレア
 プ」地方及「パッタパン」地方ノ地域ニ應ジ五組ニ分タルベシ

「タイ」國委員ハ合意ニ依リ決定セラレベキ日ニ「バクライ」、「バサック」、「セオム、クサン」、「サム
 ロン」及「ポイベト」ニ出頭シ右各所ニ於テ「フランス」國委員ニ依リ出迎ヘラルベシ

二 記録ノ引渡

市町村及州ノ記録、裁判所及其ノ官廳ノ記録並ニ割讓地域内ニ寄託セラレタル地籍圖ハ「タイ」
 國官憲ニ引渡サルベシ右地域外ニ寄託セラレタル地籍圖、地籍簿及其ノ他ノ地籍ニ關スル書類ハ其
 ノ認證原本ヲ「タイ」國政府ニ交付スベシ

「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書

「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書
右引渡ハ批准書交換後二月以内ニ完了セラルベシ
三 地域ノ撤退

本議定書ノ目的ヲ成ス地域ハ左ノ原則ニ從ヒ「フランス」國軍隊ニ依リ撤退セラレ「タイ」國ノ警察隊又ハ軍隊ニ依リ占領セラルベシ

イ 現國境ト新國境線トノ間ニ駐屯スル「フランス」國軍隊ハ批准書交換後二十日ニ行軍ヲ開始シ運クトモ七日目迄ニ新國境線内ニ撤退スルヲ要ス前記ノ地域ニ駐在スル「フランス」國ノ憲兵、警察官及行政官憲(前記一及二ノ引渡事務ニ干與スル者ヲ除ク)ハ右軍隊ニ先行スベシ

ロ 「タイ」國政府ガ前記ノ地域ニ派遣スベキ警察隊又ハ軍隊ハ「フランス」國軍隊ノ撤退ヲ開始セル日ノ翌日ニ前進ヲ開始シ早クトモ七日目ニ新國境線ニ達スルコトヲ得前記ノ地域ニ駐在スベキ「タイ」國ノ行政官憲ハ右警察隊又ハ軍隊ニ隨行スルコトヲ得

ハ 「タイ」國ノ警察隊又ハ軍隊ハ「フランス」國軍隊ト一定ノ間隔ヲ保持スル様其ノ前進ヲ調節スベシ

ニ 條約第五條ニ規定セラレタル非武装地帯内ニ在ルコトアルベキ「タイ」國軍隊ハ地域ノ引渡後一月以内ニ撤退スベシ

四 實際的措置

兩國政府ハ本議定書ニ規定スル撤退及引渡ノ操作ガ秩序ヲ保チ事件ヲ惹起スルコトナク行ハルル爲必要ナル一切ノ實際的措置ヲ執ルベシ即チ

イ 撤退スル軍隊ハ不正規部隊又ハ銃器ヲ帶有スル個人ヲ後方ニ殘スコトヲ得ズ又占領スル警察隊又ハ軍隊ハ不正規部隊又ハ銃器ヲ帶有スル個人ヲ先行セシムルコトヲ得ズ

ロ 兩國政府ハ夫々自國軍隊及警察隊ニ對シ一切ノ掠奪行爲ヲ禁止スル旨ノ嚴命ヲ發スベシ
本議定書ハ「フランス」國及「タイ」國ニ依リ條約ト同時ニ批准セラルベシ
本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

「フランス」國「タイ」國間平和條約及附屬議定書

シャルル、アルセーヌ、アンリー (印)
ル、ネ、ロ、バン (印)

「フランス國、タイ國間平和條約及附屬議定書」

フ
ン
ツ
イ
タ
イ
ヤ
コ
ー
ン
シ
、
セ
、
ナ
ジ
エ
、
セ
、
シ
ラ
バ
、
サ
ー
ス
ト
ラ
コ
ム
ワ
ニ
ツ
ト
、
バ
ー
ナ
ナ
ン
グ
(印)
(印)
(印)
(印)

國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書

昭和十六年(千九百四十一年)五月九日 東京ニ於テ署名
同 年(同) 年(七月五日) 實 施
同 年(同) 年(七月九日) 七月十日附官報公布

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十六年五月九日東京ニ於テ帝國全權委員ガ「フランス」國及「タイ」國
全權委員ト共ニ署名調印シタル國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書承認ノ件ヲ裁可シ茲ニ右
議定書ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年七月九日

内閣總理大臣 公 爵 近 衛 文 麿
外務大臣 松 岡 洋 右

「フランス國、タイ國間平和條約及附屬議定書」

「フランス、國、タイ、國、間、平、和、條、約、及、附、屬、議、定、書」

條約第十號

國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書

大日本帝國政府、「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ、「フランス」國「タイ」國、間、平、和、條、約、第、四、條、ニ、規、定、セ、ラ、ル、ル、國、境、劃、定、委、員、會、ニ、關、シ、左、ノ、通、協、定、ス

一 構成

三國政府ハ各五名ノ委員及五名ノ補助委員ヲ任命スベシ
各締約國ノ委員ハ其ノ必要ト認ムル專門家及書記ヲ帶同スルコトヲ得ベシ
委員故障アル場合補助委員ハ委員ノ職ヲ代行スルコトヲ得ベシ
委員會ノ議長ノ職ハ日本國委員中ノ一名ニ之ヲ委託スベシ

二 権限

委員會ハ條約第四條ニ規定セララルル如ク陸上及河川上ノ國境ヲ實地ニ付劃定スベシ
委員會ハ右國境ノ地圖ヲ作成シ所要ノ地點ニ於ケル境界標識ノ建設ニ當ルベシ

三 運用

「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ委員ニ對シ其ノ任務ノ遂行上必要ナル一切ノ便宜ヲ供與スベシ

委員ノ給與及旅費ハ派遣國政府ニ於テ之ヲ負擔ス
委員會ノ事業費ハ「フランス」國政府及「タイ」國政府ニ於テ折半シテ之ヲ負擔ス
委員會ハ其ノ運用ニ關スル内部規則ヲ作成スルコトヲ得ルモノトス
本議定書ハ「フランス」國及「タイ」國ニ依リ條約ト同時ニ批准セララルベシ日本國ニ付テハ本議定書
ハ日本國政府ノ承認ヲ經ベキモノトス
本議定書ハ條約ト同時ニ實施セララルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本
文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書ニ通テ作成ス

松 岡 洋 右 (印)
松 宮 順 (印)
シャルル、アルセーヌ、アンリ (印)

「フランス、國、タイ、國、間、平、和、條、約、及、附、屬、議、定、書」

「フランス、タイ、暹羅、平和條約及附屬議定書」
條約第十一號

非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書

大日本帝國政府、「フランス」國政府及「タイ」國政府ハ「フランス」國「タイ」國間平和條約第五條及第六條ニ定メラルル非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關シ左ノ通協定ス

一 條約第四條ニ依リ設置セララルル國境劃定委員會ハ其ノ運用ノ全期間ニ互リ條約第五條一及第六條所定ノ規定ノ履行ヲ監視スルノ任務ヲ有スベシ

右委員會ハ左ノ目的ヲ有スル規定ヲ「タイ」國政府ノ承認ニ付スベシ

イ 非武装地帯内ニ在ル「タイ」國ノ警察隊ノ性質、員數及裝備ヲ決定スルコト

ロ 「タイ」國ガ第六條一第二項ニ依リ許與セララルル權能ヲ行使シ得ベキ條件ヲ決定スルコト

ハ 最後ニ非武装地帯内ニ於ケル航空ノ特殊制度ヲ決定スルコト

右ノ外委員會ハ所定ノ規定ノ履行ヲ確保スル爲必要ト認ムル一切ノ措置ヲ關係兩國政府ニ對シ提議スルコトヲ得ベシ

二 國境劃定委員會ガ解消シタルトキヨリ前記權限ハ必要ノ場合各締約國ノ三名宛ノ委員ヲ以テ構成セラレ且關係國政府ノ一ノ要求ニ基キ開催セララルベキ混合委員會ニ依リ行ハルベシ

右委員會ノ議長ノ職ハ日本國委員中ノ一名ニ之ヲ委託スベシ
本議定書ハ「フランス」國及「タイ」國ニ依リ條約ト同時ニ批准セララルベシ日本國ニ付テハ本議定書ハ日本國政府ノ承認ヲ經ベキモノトス
本議定書ハ條約ト同時ニ實施セララルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日、佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文、「フランス」文及「タイ」文ヲ以テ本書三通ヲ作成ス

「フランス、タイ、暹羅、平和條約及附屬議定書」

松 岡 洋 右 (印)
松 宮 順 (印)
シャルル、アルセーヌ、アンリ (印)
ルネ、アバロン (印)
ワンワイタイヤコーン (印)

「フランス國」タイ國間平和條約及附屬議定書

二〇

シ
ー、
セ、
ナ
（印）
ジェ、
シー、
シラバ、
サーストラコム
（印）
ワニット、
バーナナング
（印）

TMT 102

100

保障及政治的了解ニ關スル日本國「フランス」國間議定書

昭和十六年（千九百四十一年）五月九日東京ニ於テ署名
同 年（同） 年七月五日東京ニ於テ批准書交換
同 年（同） 年同月同日 〇 〇 實 施
同 年（同） 年七月九日（七月十日附官報）公布

101

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和十六年五月九日東京ニ於テ帝國全權委員ガ「フランス」國全權委員ト共ニ署名調印シタル保障及政治的了解ニ關スル日本國「フランス」國間議定書ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十六年七月九日

内閣總理大臣 公 爵 近 衛 文 麿
外務大臣 松 岡 洋 右

TMT 102

保障及政治的了解ニ關スル日本國「フランス」國間議定書

二二

保障及政治的了解ニ關スル日本國「フランス」國間議定書

條約第八號

大日本帝國政府及「フランス」國政府ハ
東亞ニ於ケル平和ノ維持ヲ均シク希望シ

昭和十五年八月三十日往復セラレタル文書ニ依リ實現セラレタル合意ヲ成立セシムルニ至リタル平和
的且友好的精神ヲ想起シ且右精神ヲ堅持スルノ真摯ナル希望ニ均シク促サレ

「フランス」國「タイ」國間ニ恢復セラレタル友好關係ノ安定ヲ確保センコトヲ希望シ
左ノ通協定セリ

一 日本國政府ハ日本國政府ノ調停ノ結果千九百四十一年五月九日ノ「フランス」國「タイ」國間平
和條約及附屬文書ニ具現セラレタル「フランス」國「タイ」國間紛争ノ解決ガ決定的ニシテ且變更
シ得ザルモノナルコトヲ「フランス」國政府ニ對シテ保障ス

二 「フランス」國政府ハ前記日本國政府ノ保障ヲ受諾ス「フランス」國政府ハ東亞ニ於ケル平和ノ維
持特ニ日本國佛領印度支那間ニ於ケル善隣友好關係ノ樹立及經濟的緊密關係ノ増進ニ努ムベシ
尙「フランス」國政府ハ日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍

事上ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ佛領印度支那ニ關シ第三國ト締結スルノ意思ナキコ
トヲ宣言ス

三 本議定書ハ批准セララルベク批准書ハ署名ノ日ヨリ二月以内ニ東京ニ於テ交換セララルベシ「フラン
ス」國政府ハ已ムヲ得ザル場合ニハ批准ノ通報書ヲ以テ其ノ批准書ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニハ
「フランス」國政府ハ成ルベク速ニ其ノ批准書ヲ日本國政府ニ送付スベシ
本議定書ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セララルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名關印セリ

昭和十六年五月九日即チ千九百四十一年五月九日東京ニ於テ日本文及「フランス」文ヲ以テ本書ニ通
ヲ作成ス

松 岡 洋 右 (印)
松 宮 順 (印)
シャルル、アルセーヌ、アンリー (印)
ルネ、ロバン (印)

保障及政治的了解ニ關スル日本國「フランス」國間議定書

保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書
條約第九號

二六

保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書

大日本帝國政府及「タイ」國政府ハ

東亞ニ於ケル平和ノ維持ヲ均シク希望シ

昭和十五年六月十二日ノ條約ヲ成立セシムルニ至リタル平和的且友好的精神ヲ想起シ且右精神ヲ堅持
スルノ眞摯ナル希望ニ均シク促サレ

「タイ」國「フランス」國間ニ恢復セラレタル友好關係ノ安定ヲ確保センコトヲ希望シ
左ノ通協定セリ

一 日本國政府ハ日本國政府ノ調停ノ結果千九百四十一年五月九日ノ「タイ」國「フランス」國間平和
和條約及附屬文書ニ具現セラレタル「タイ」國「フランス」國間紛争ノ解決ガ決定的ニシテ且變更
シ得ザルモノナルコトヲ「タイ」國政府ニ對シテ保障ス

二 「タイ」國政府ハ前記日本國政府ノ保障ヲ受諾ス「タイ」國政府ハ東亞ニ於ケル平和ノ維持特ニ日
本國「タイ」國間ニ於ケル善隣友好關係ノ樹立及經濟的緊密關係ノ増進ニ努ムベシ

尙「タイ」國政府ハ日本國ニ對シ直接又ハ間接ニ對抗スルガ如キ性質ノ政治上、經濟上又ハ軍事上

IMT 102

106

ノ協力ヲ豫見スル何等ノ協定又ハ了解ヲモ第三國ト締結スルノ意思ナキコトヲ宣言ス
三 本議定書ハ批准セラルベク批准書ハ署名ノ日ヨリ二月以内ニ東京ニ於テ交換セラルベシ
本議定書ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十六年五月九日即チ佛曆二千四百八十四年五月九日東京ニ於テ日本文及「タイ」文ヲ以テ本書ニ
通ヲ作成ス

107

松 岡 右 (印)
松 宮 順 (印)
ワシワイタイヤコーン (印)
シ 1、セ ナ (印)
ジエ、セ、シラバ、サーストラコム (印)
フニット、バーナナダ (印)

保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書

二七

IMT 102

保障及政治的の了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書

二八

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル
大日本帝國天皇（御名）此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス
朕昭和十六年五月九日東京ニ於テ帝國全權委員ガ「タイ」國全權委員ト共ニ署名調印シタル保障及政治的の了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス
神武天皇即位紀元二千六百一年昭和十六年七月四日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣 松岡 洋 右

IMT 102

108

關係外務省告示

保障及政治的の了解ニ關スル日本國「フランス」國間議定書ノ批准
書交換及實施期日ニ關スル外務省告示

◎外務省告示第二十九號

昭和十六年五月九日東京ニ於テ署名調印セラレタル保障及政治的の了解ニ關スル日本國「フランス」國間議定書ノ批准書交換ハ昭和十六年七月五日東京ニ於テ行ハレタリ從テ本議定書ハ其ノ第三項ノ規定ニ基キ同日ヨリ實施セラレタリ

昭和十六年七月十日

外務大臣 松岡 洋 右

IMT 102

109

關係外務省告示

二九

關係外務省告示

保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書ノ批准書
交換及實施期日ニ關スル外務省告示

◎外務省告示第三十號

昭和十六年五月九日東京ニ於テ署名關印セラレタル保障及政治的了解ニ關スル日本國「タイ」國間議定書ノ批准書交換ハ昭和十六年七月五日東京ニ於テ行ハレタリ從テ本議定書ハ其ノ第三項ノ規定ニ基キ同日ヨリ實施セラレタリ
昭和十六年七月十日

外務大臣 松岡洋右

IMT 102

110

帝國政府ノ國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書
承認ニ關スル外務省告示

◎外務省告示第三十一號

帝國政府ハ昭和十六年五月九日東京ニ於テ帝國全權委員ガ「フランス」國及「タイ」國全權委員ト共ニ署名關印シタル國境劃定委員會ノ構成及運用ニ關スル議定書ニ對スル帝國政府ノ承認ヲ昭和十六年七月五日附ヲ以テ「フランス」國及「タイ」國政府ニ對シ通告セリ
昭和十六年七月十日

外務大臣 松岡洋右

IMT 102

111

關係外務省告示

三

帝國政府ノ非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書
承認ニ關スル外務省告示

◎外務省告示第三十二號

帝國政府ハ昭和十六年五月九日東京ニ於テ帝國全權委員ガ「フランス」國及「タイ」國全權委員ト共ニ署名調印シタル非武装地帯ニ關スル規定ノ履行ニ關スル議定書ニ對スル帝國政府ノ承認ヲ昭和十六年七月五日附ヲ以テ「フランス」國及「タイ」國政府ニ對シ通告セリ

昭和十六年七月十日

外務大臣 松岡洋右

IMT 102

112

